

～贈与税の配偶者控除の添付書類の見直し～

贈与税の配偶者控除の添付書類について見直しが行われました。

【制度の概要】

婚姻期間が20年以上の夫婦の間で、居住用不動産又は居住用不動産を取得するための金銭の贈与が行われた場合、基礎控除110万円のほかに最高2,000万円まで控除(配偶者控除)できるという特例です。

この特例の適用を受けるためには、居住用不動産を取得した事実を証明するため、その居住用不動産の登記事項証明書を贈与税の申告書に添付する必要がありました。

しかし夫婦間の贈与のため、登記を行っていないケースも多くあるようで、居住用不動産の取得の事実を確認できない場合もあったようです。

このため、今回添付書類について見直しが行われ、所有権移転後の登記事項証明書や贈与契約書等、「**居住用不動産を取得したことを証する書類**」に改められました。

【特例を受けるための適用要件】

- (1) 夫婦の婚姻期間が20年を過ぎた後に贈与が行われたこと
 - (2) 配偶者から贈与された財産が、自分が住むための国内の居住用不動産であること又は居住用不動産を取得するための金銭であること
 - (3) 贈与を受けた年の翌年3月15日までに、贈与により取得した国内の居住用不動産又は贈与を受けた金銭で取得した国内の居住用不動産に、贈与を受けた者が現実に住んでおり、その後も引き続き住み込みであること
- (注) 配偶者控除は同じ配偶者からの贈与については一生に一度しか適用を受けることができません。

【適用を受けるための手続き】

次の書類を添付して、贈与税の申告をすることが必要です。

- (1) 財産の贈与を受けた日から10日を経過した日以後に作成された戸籍謄本又は抄本
- (2) 財産の贈与を受けた日から10日を経過した日以後に作成された戸籍の附票の写し
- (3) **居住用不動産の登記事項証明書その他の書類で贈与を受けた人がその居住用不動産を取得したことを証するもの**
- (4) その居住用不動産に住んだ日以後に作成された住民票の写し

ただし、戸籍の附票の写しに記載されている住所が居住用不動産の所在場所である場合には、住民票の写しの添付は不要です。

【適用開始時期】

この見直しは平成28年1月1日以後の贈与により取得する財産に係る贈与税について適用されます。

年末に向けて今年の贈与を検討する時期です。

贈与の際には十分な検討し、贈与契約書を作成するなど、適切な対応をしていただきたいと思います。